

メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務 企画提案書審査基準

	審査項目		審査基準	配点	小計	
		内容				
に業務遂行能力	1	業務実績	・過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)において、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)からの同種業務(子ども支援または学習支援業務)実績があるか、もしくは、これと同等の実績があるか。	15	15	
		業務実施方針	・奈良県の不登校児童等の現状・課題や委託業務の目的・条件を理解した上で、業務実施方針を定めているか。			
		業務実施体制	・円滑に業務を遂行するための必要な体制が確保されているか。			
関企する事項に	2	オンライン支援員	・不登校児童等とのコミュニケーションに適切な資格や職歴等を持つか。 ・研修の実施やマニュアルの作成等、オンライン支援員の育成体制があるか。 ・不登校児童等の特性を理解し、不登校児童等と適切にコミュニケーションを取り、継続的な参加を促す工夫があるか。	10	75	
	3	メタバース空間	空間開放時間等	・不登校児童等の特性を理解し、メタバース空間の開放時期・開放頻度・開放時間が設定されているか。 ・ログイン児童数が増える工夫があるか。 ・児童の生活リズムへの配慮があるか。		20
			空間デザイン等	・様々な児童の参加を促すデザインのメタバース空間を構築できるか。 ・アバターは、児童が選びたいようなデザインであるか。 ・児童同士や児童とスタッフの間のコミュニケーションを促す空間設計か。		
			操作のしやすさ	・小学1年生から6年生までの児童が、容易にログインできるとともに、なりすましやセキュリティへの配慮があるか。 ・アバターの移動や各種機能の操作が容易か。		
	イオイベント等	実施頻度等	・実施頻度・開催時間・時間の長さは、不登校児童等が参加しやすいか。	45		
		内容	・不登校児童等の特性を理解した内容で、小学1年生から6年生までの不登校児童等が参加したいと思え、楽しめる内容か。 ・児童同士又は児童とスタッフとの間に、コミュニケーションが生まれる内容か。			
	4	オンライン学習教材	・不登校児童等が楽しみながら学習できる工夫があるか。 ・児童が学習の習熟度に応じて教科の学習ができ、問題の解き方を基礎から説明する解説が付された自主学習用教材であるか。 ・児童がオンライン学習教材を利用できる日程・時間帯は適切か。	45		
		カウンセリング	・カウンセリング実施者は、不登校児童等やその保護者に寄り添ったカウンセリングができる資格や経験等を有しているか。 ア 臨床心理士の資格を有する者 4点 イ 公認心理士の資格を有する者 3点 ウ 心理臨床における大学院修士課程を修了した者 2点 エ 心理臨床における大学院修士課程に在籍中の者 1点 さらに、「オ 心理臨床に関する職又は相談業務について5年以上の経験を有する者」であれば、1点を加点する。			
			・不登校児童等やその保護者がカウンセリングを受けやすく、悩み等を打ち明けやすいよう、配慮・工夫があるか。			
		利用者に関する報告	・以下の項目について、報告できるか。 ア ログイン・ログアウト状況及びイベント等への参加状況 イ 児童の状況や変化(様子・言動)及びオンライン支援員等による対応 ウ 児童及び保護者のカウンセリングの内容			
独自性等	・不登校児童が、安心して楽しみながら継続的にメタバース空間にログインできるための独自の工夫があるか。					
関経する見積りに	5	見積額の評価	・金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっているか (委託上限金額以下の有効な見積を評価対象とする。見積価格が委託上限金額から一定率下がるごとに基準点に加点)	10	10	
評価点合計				100	100	

- ※ 審査する審査委員の合計点を集計し、最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定基準(満点(100点×評価する審査委員数。以下同様)の6割)に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。
- ※ 総得点が一定基準(満点の6割)に達した上で、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「企画提案に関する事項―業務遂行能力に関する事項―経費見積に関する事項」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。
なお、「企画提案に関する事項―業務遂行能力に関する事項―経費見積に関する事項」の点数がそれぞれ同点の場合、くじで順位を決定する。
- ※ 提案書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。
再公告の結果、提案事業者が2者に満たない場合は、参加資格要件を満たしていれば審査を継続することとし、全ての審査項目について各委員の審査の合計点が一定基準(満点の6割)以上の場合、当該事業者を受託業者として選定する。
- ※ 選定審査会において記載がないと判断された項目については評価点なしとする。